川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年10月1日発行 No. 12

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が解除となりましたが、感染拡大防止の観点から下記イベントにつきましては、中止となりますので、皆様にお知らせします。

○ <u>次のイベント等は中止します。</u>

イベント等名	内容	開 催 日 時	問い合わせ先	会場名
第2回川俣町芸能祭	中止	10月 4日(日)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
絹&産業フェア in kawamata	中止	10月24日(土),25日(日)	産業課 商工交流係内線 1504	
第63回川俣町文化祭	中止	11月 1日(日)~3日(火)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
かわまたファミリー劇場 劇団飛行船マスクプレイミュージカル ~ノンタン!みんなであそぼう~	中止	11月14日(土)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館

緊急 支援による雇用維持補助金の概要 【問い合わせ先:産業課商工交流係内線1504】

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、申請・相談は予約制とします。

新型コロナウイルス感染症により業績が悪化している法人または、個人事業者に対して以下のとおり支援を行っています。申請期限が 10 月末となりますので、対象の方は忘れずに申請してください。

1. 補助対象となる業種

建設業及び、製造業を営む事業者

- 2. 補助対象とする事業所の規模等
 - (1)補助対象とする事業所の規模

正規従業員数5人以下の小規模な事業所

※ 複数の事業を営む者であって、既に事業維持等給付金の給付を受けた事業者は非対象

(2)補助対象となる者

事業主(役員・専従者を含む)、正規従業員及びパート・臨時雇用従業員(アルバイト)

(3)補助対象とする月及び売上高の減少率

対象月:4~6月

減少率:前年同月比15%以上

3. 補助基準額及び上限

補助基準額:10万円/人

補助上限:1事業所あたり50万円

- 4. 必要書類
 - ・売り上げの減少が確認できる書類
 - 従業員の数が確認できる書類
 - ・町税滞納の無いことが確認できる書類
 - ・通帳の写し
- 5. 申請期限

令和2年10月30日(金)

	事業主	1分員	受従者	業規員	1	別象者	定	万円)
TI (40

○補助対象の具体例

	例①	1	_		_	_	1	0	10	経営者のみ
	例②	1	_	1	1	1	4	0	40	
•	例③	1		1	2	1	5	0	50	
	例④	1	1	1	5	1	9	0	50	上限 50 万円
	例⑤	1	1	1	6	1	10	X	_	正規従業員

備考

| 6 人以上

※一定の条件(日数、労働時間)を満たす場合のみ対象となります。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免 【問い合わせ先:町民税務課税務係 内線1302・1303】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が前年と比べて3割以上減少した方などは、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。減免の適用には要件がありますので、詳しくは標記担当までお問合せください。なお、減免を受けるためには申請書の提出が必要となります。提出が遅れると、減免対象となる納期が少なくなりますのでご注意ください。

令 和 3 年 度 の 固 定 資 産 税 の 軽 減 に つ い て 【問い合わせ先:町民税務課税務係 内線 1302・1303】

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の所有する事業の用に供している家屋及び償却資産について、下記の要件に該当する場合には、申告により令和3年度の固定資産税の特例措置による軽減を受けられる場合があります。

(要件及び特例率)

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月~10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の合計額が前年度同期に比べて

ア. 50%以上減少した場合・・・全額

イ. 30%以上50%未満の場合・・・2分の1

(町への申告期限)

令和3年2月1日(月)

(申告について)

・中小企業、小規模事業者は、町に申告する前に、認定経営革新等支援機関等の要件に合致しているか確認を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁のホームページまたは、標記担当までお問い合せください。

中小企業庁 固定資産税等の軽減相談窓口

電話番号:0570-077322 受付時間:9:30~17:00(平日のみ)

中小企業庁のホームページアドレス https://www.chusho.meti.go.jp/index.html

 令和3年度固定資産税の軽減についてのホームページアドレス https://www.chusho.meti.go.jp/zeisei/2020/200501zeisei.html

誹 謗 中 傷 等 被 害 の 相 談 受 付 に つ い て 【問い合わせ先:保健福祉課健康増進係 内線2202】

福島県は、新型コロナウイルス感染症の患者やその関係者、治療にあたる医療従事者、他県からの来訪者に対して、デマが拡散され、差別や偏見、誹謗中傷等人権が脅かされる事例がみられることから、被害を受けた県民を対象に、誹謗中傷等被害の相談受付を開始しました。

相談・助言・情報提供等を行い、必要に応じて法務省、県警などの専門関係機関を紹介します。

※ 法務省及び警察の相談窓口へ直接ご相談いただくことも可能です。

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等の相談窓口	電話番号
相談窓口の受付時間	024-521-8647
9:00~17:00 月~金曜日(祝祭日を除く)	024-321-8047

イ ベ ン ト 制 限 が 緩 和 さ れ ま す 【問い合わせ先:保健福祉課健康増進係 内線2202】

9月19日(土)からイベント制限が緩和されました。この制度については、当面11月末までの 適用とする方針です。

イベント	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	収容人数上限
- 、フ - の種類	クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント	10,000 人を超える
0.7作宝天只	伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等	ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	→ 収容人数の 50%
収容率	100%以内(席がない場合は適切な間隔)	50%以内(席がない場合は十分な間隔)	10,000 人以下
1/10 —			→ 5,000 人

※ 異なるグループでは座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

寝 具 丸 洗 乾 燥 消 毒 サ ー ビ ス 事 業 の 中 止 に つ い て 【問い合わせ先:保健福祉課地域福祉係 内線1404】

「広報かわまた9月号」お知らせしましたサービスについて、業者の都合により今年度は中止する ことといたしました。大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。